

◇大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 軽自動車税について、環境性能割を廃止し、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更しました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(財政局税務部管理課)